

公益財団法人横浜市建築保全公社

工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱

制定 平成28年9月1日 要綱第2号

改正 平成31年2月12日 要綱第6号

改正 令和4年4月1日 要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜市建築保全公社（以下「公社」という。）が発注する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事」という。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、設計書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定める。

(申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ては、公社が発注する工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書（金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（入札前に質問を行い確認すべきものを除く。以下「積算疑義」という。）とする。

(申立て手続)

第3条 入札参加者（積算疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）は、積算疑義があるときは、開札日の午後1時から、これを申し立てることができる。（再度入札の場合は「開札日」を「再度入札開札日」と読替える。以下同じ。）

2 前項に規定する申立ては、開札日の翌日（土日祝日を除く）の午後5時までに積算疑義申立て書（第1号様式）を工事担当課長（公告に記載された工事担当課の長をいう。以下同じ。）に提出することにより行わなければならない。

3 入札参加者は、前項に規定する申立てを行うにあたり、開札日の午後1時から前項に定める期限までの間に金額入り設計書を閲覧することができる。

4 前3項に規定する期日及び期間について、発注者が別途指定した場合は、これによるものとする。

5 第3項に規定する閲覧は、金額入り設計書閲覧請求書（第2号様式）を総務課長に提出することにより行わなければならない。

6 入札参加者は、第2項及び前項に規定する書面の提出にあたっては、当該積算疑義が生じた入札の保留通知書を添付しなければならない。ただし、再度入札の場合に1回目の開札時に失格となった者は保留通知書を入札書受信確認通知に代えて提出することができる。

(申立ての回答)

第4条 積算疑義の申立てがあったときは、工事担当課長は積算内容を確認し、当該入札に係る落札者決定通知書の送付又は入札中止公告の前までに、当該申立てに対する確認結果を書面等により回

答するものとする。

(申立て結果の取扱い)

第5条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、前条の確認結果に基づき、次の各項のとおりとする。

1 積算内容に誤りがなかった場合は、当該入札を有効とし、入札事務を続行する。

2 積算内容に誤りがあった場合は、次の各号のとおりとする。

(1) 落札候補者に変更が生じる場合は、当該入札を無効とし、入札を中止する。

(2) 落札候補者に変更が生じない場合は、入札を有効とし、入札事務を続行する。

この場合、契約は落札金額に消費税を加算した金額で締結し、後日、設計誤りを補正して設計し直した額に落札率を乗じた額で変更契約を締結する。

ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者が契約を望まない時は入札を無効とし、入札を中止する。

(庶務)

第6条 積算疑義申立てに係る庶務は、総務課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年2月12日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日までに、公社が発注し契約を締結するものについては、第2条中「公社が発注する工事に係る入札」を、「公社が発注する工事において、調達公告により積算疑義申立て対象案件の記載がある入札」と読み替える。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

公益財団法人横浜市建築保全公社
工事担当課長

所在地
商号又は名称
代表者職名・氏名
担当者連絡先
(氏 名)
(電話番号)
(FAX番号)

積算疑義申立て書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 開札日
- 4 申立て内容及び理由

- ※ 当該申立て書の提出にあつては、保留通知書を添付すること。
- ※ 申立て内容は、具体的に記載してください。

公益財団法人横浜市建築保全公社
総務課長

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者連絡先
(氏名)
(電話番号)
(FAX番号)

金額入り設計書閲覧請求書

次の工事の入札に係る金額入り設計書の閲覧を請求します。

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 開札日

※ 当該請求書の提出にあつては、保留通知書を添付すること。